

弥富市設計変更事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、設計内容の変更（以下「設計変更」という。）及びこれに伴う契約変更の取扱いに関し必要な事項を定め、もって事務の簡素化及び合理化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 設計変更とは、弥富市契約規則（平成元年弥富町規則第8号）第39条第1項の規定による「契約内容の変更」により元設計を変更することをいい、本要領第5条の規定により、契約変更の手続の前に当該変更の内容をあらかじめ請負者に通知することを含むものとする。

(設計変更理由)

第3条 設計変更は、弥富市公共工事請負契約約款、弥富市土木設計業務等委託契約約款及び弥富市建築設計業務委託契約約款に規定する事項又は特に定めた契約条件に規定する事項に該当し、次に掲げる理由により元設計を変更する必要がある場合に行う。

(1) 発注後に発生した外的条件によるもの

- ア 自然現象、その他不可抗力による場合
- イ 他事業及び施行条件等に関連する場合
- ウ 地元調整等の処理による場合
- エ 安全対策に基づく場合（交通誘導警備員、仮設工等）

(2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの

- ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
- イ 地盤支持力の確認に基づく場合
- ウ 土質・地質の確認に基づく場合
- エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
- オ 建設リサイクル法等に基づく場合（数量、処理方法、処理場等の変更）
- カ 諸経費調整に基づく場合
- キ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合
- ク 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合
- ケ 設計図書の不一致、誤謬、脱漏、不明確な表示、設計図書の施工条件と工

事現場の不一致及びその他確認困難な要因による場合

- (3) 事業の進捗を図るもの

2 前項の語句の定義

- (1) 前項(1)イについて

「他事業」とは、他機関、公益事業者等の現に実施中又は計画中の事業をいうものとする。

- (2) 前項(1)ウについて

円滑な事業実施上やむを得ない場合で、かつ、合理的なものでなければならない。なお、「地元調整等」とは、地域住民の要望をはじめ、公安委員会等の他機関、公益事業者等の要望を含むものとする。

- (3) 前項(3)について

本項は、設計額と契約額との差額（いわゆる執行残）又はやむを得ない理由により執行困難となった用地買収費、補償費等の経費を年度末近くにおいて別途に発注すべきいとまがない場合において、当該予算が計上された主旨に沿って既発注工事の事業的効果あるいは投資効果を促進するため、増工する場合等をいうものである。なお、本項による増工が認められるのは、原則として継続事業であって、かつ、既発注工事と工種・工法が基本的に異なるものであること。

(設計変更による契約変更の範囲)

第4条 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 設計変更による増加額が当初契約金額の30パーセント以内（別途発注することが妥当な場合を除く。）の場合。ただし、30パーセントを超えるものであっても、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合については、契約変更することができる。なお、「30パーセント」という範囲は、契約変更が2回、3回と重なることがあっても、当初契約金額に対する各回毎の累計概算増減額がこの範囲を超えてはならない。
- (2) 設計変更により現契約金額を減額する場合

2 諸経費調整を伴う設計変更の場合は、諸経費調整後の契約金額をもって「当初契約金額」と読み替える。

(設計変更の手続)

第5条 設計変更は、その必要が生じた都度、行わなければならない。ただし、次に掲げる(1)から(3)までのいずれかの条件を満たす変更は、当該変更に係る工事施工後に行うことができる。

- (1) 工事施工前に数量が定まらないもの
- (2) 防災及び安全管理のため、緊急施工が必要なもの
- (3) 請負者の責めによらない理由で、設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）

2 前項の規定により設計変更を行ったときは、当該変更の内容を設計変更通知書（第1号様式）に整理し、請負者に対し、設計変更内容を通知しなければならない。

3 事前に弥富市公共工事請負契約約款第19条、弥富市土木設計業務等委託契約約款第18条又は弥富市建築設計業務委託契約約款第19条に基づく請負者から条件変更確認請求について第2号様式で通知があった場合は、調査を行った上、調査結果を請負業者へ第2号様式により回答することとする。

ただし、工事担当課長までの決裁を受けるものとする。

（契約変更の手続）

第6条 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。ただし、次に掲げる(1)から(3)までのいずれかの条件を満たす変更又は(4)から(6)までの条件を全て満たす軽微な変更（以下「軽微な変更等」という。）は、当該変更に係る工事施工後に行うことができる。

- (1) 工事施工前に数量が定まらないもの
- (2) 防災及び安全管理のため、緊急施工が必要なもの
- (3) 請負者の責めによらない理由で、設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）
- (4) 工種（レベル2）（建築工事に当たっては、種目）の追加を伴わない変更
- (5) 累積概算増減額が当初契約金額の20パーセント未満かつ6,000万円未満のもの
- (6) 1種別（レベル3）（建築工事に当たっては、科目）の変更金額が3,000万円未満かつ30パーセント未満若しくは900万円未満のもの

2 契約変更に伴う変更予算執行書に添付する設計変更理由書には、本要領第3条の「設計変更理由」に該当する項目を明記し、併せて具体的な理由を記述しなけ

ればならない（該当する事項が2以上となる場合も、同様とする。）。

附 則

この要領は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式(甲)(第5条関係)

市長	副市長	部長	次長	課長	GL	担当	公印
※	※						
起案日	年 月 日			起案者氏名		⑨	

下記理由により、(案)のとおり通知してよろしいか。

当初契約金額(A)			円	
	概算増減額	累計概算増減額(B)	当初契約金額に対する比率(B/A)	
第1回	千円	千円	%	
第2回	千円	千円	%	
第3回	千円	千円	%	

第 回設計変更通知書(案)

年 月 日

〇〇〇〇〇〇 様
代表者 〇〇 〇〇

弥富市長

年 月 日付けで契約した下記工事について、弥富市公共工事請負契約約款(第19条第4項・第20条)に基づき通知します。

記

工事名			
路線名			
工事場所			
設計変更理由	該当項目 (要領第3条)	内 容	
変更事項	通知事項等		
軽微な変更等 事項			

※ 軽微な変更等とは、設計変更事務取扱要領(変更契約の手続)第6条ただし書による。

第 回設計変更通知書

年 月 日

〇〇〇〇〇〇 様
代表者 〇〇 〇〇

弥富市長

年 月 日付けで契約した下記工事について、弥富市公共工事請負契約約款(第19条第4項・第20条)に基づき通知します。

記

工 事 名		
路 線 名		
工 事 場 所		
設 計 変 更 理 由	該 当 項 目 (要領第3条)	内 容
	通 知 事 項 等	
変 更 事 項		
軽 微 な 変 更 等 事 項		

※ 軽微な変更等とは、設計変更事務取扱要領(変更契約の手続)第6条ただし書による。

第2号様式「通知事項等」

		確認請求通知事項【受注者】(A) 条件変更確認請求の通知事項等	確認通知事項【発注者】(B) 条件変更確認の通知事項等	備考
I 工法関係	工事施工関係			
	工事用道路			
品質管理関係				
	その他			
II 工程関係	関連工事			
	関係機関協議			
	その他			
III 用地関係	用地関係			
IV 安全対策関係	安全対策関係			
V 建設副産物	建設発生土			
	建設廃棄物			
VI 資料の確認	資料の確認			
VII 設計図書	設計図書の確認			

※ 受注者は、条件確認すべき事項をA欄に記入し通知すること。また、当該「通知事項等」を電子データで送付すること。

※ 発注者は、受理したデータを活用し、条件確認に対する回答事項をB欄に記入し通知すること。